

敦賀市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した、定期監査の結果
を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月30日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

定期監査結果報告

1 監査の基準

敦賀市監査基準に準拠

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

3 監査の対象

産業経済部

商工貿易振興課（企業誘致室、きらめきみなと館）

農林水産振興課（農業基盤整備室、有害鳥獣対策室、黒河農村ふれあい会館、
農産物直売所、野坂いこいの森）

4 監査の範囲

令和元年度及び令和2年度（4月から8月末まで）における事務の執行状況及び事業の管理状況

5 監査の実施日

令和2年11月12日

6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び事業の管理が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

7 監査の着眼点

- （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- （2）事務処理で法令に違反するものはないか。
- （3）事務事業の執行に当たっては、市民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- （4）その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

8 監査の結果

各課等における財務に関する事務の執行については、監査した範囲において、お

おむね適正に行われているものと認められた。

なお、次の事項については、必要な措置を講じるよう求める。

(1) 企業の与信管理について

企業立地促進補助金の対象企業を始め、本市に誘致した企業については、与信管理の重要性を認識し、継続的に情報収集を行うとともに、定期的に決算書の提出を求める等、経営状況の把握に努められたい。 【商工貿易振興課】

(2) 指定管理者の自主事業について

公の施設の指定管理者が、当該施設に自動販売機を設置することについて、自主事業としての位置づけが運用上あいまいで、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支が不明瞭となっている。基本協定書における自主事業の定義について再度確認し適正に運用するとともに、適切な会計処理について指導されたい。

【商工貿易振興課】

(3) 外郭団体の会計事務について

事務局を務める外郭団体の会計事務について、決算後に出入金があり決算書に齟齬が生じている。当年度分の収納及び支払は年度内に行うよう努めるとともに、決算後に調整の必要が生じた場合においては、決算書に正しく反映させる等、適切に事務を執行されたい。

【農林水産振興課】